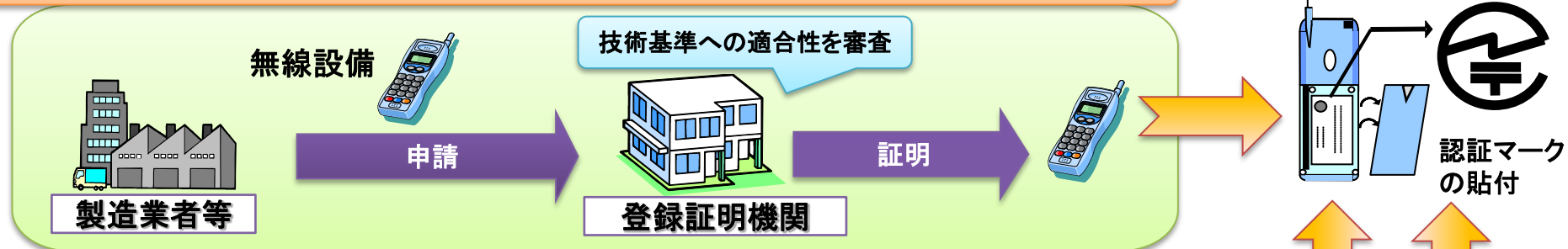


電気通信機器分野における 認証手続きについて

- 電波の混信防止及び有効利用促進のため、小規模な無線局に使用する無線設備である特定無線設備(携帯電話・PHS端末、コードレス電話、無線LAN等)を対象に、登録証明機関等が**技術基準への適合性を法令に基づいて証明等を行う制度**
- この証明取得等により、①免許申請の不要化、②包括免許、③免許申請の簡略化といった特例措置が受けられる

(1) 技術基準適合証明 (1台ずつの試験により審査)



(2) 工事設計認証 (工事設計書により審査)



(3) 技術基準適合自己確認 (工事設計、特性試験により自己確認)



技術基準適合自己確認制度

他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないもの(特別特定無線設備: 携帯電話・PHS端末、コードレス電話等 27種別(平成25年11月現在))について、製造業者等が自ら技術基準への適合性を確認できる制度

経緯

平成24年7月 行政刷新会議の最終報告書「規制・制度に係る方針」を閣議決定

技術基準適合自己確認制度の対象とする範囲(対象設備)の拡大の検討を行い、平成24年度中に結論を得る。
[参考3]

12月 「電波有効利用の促進に関する検討会」報告書において自己確認制度の対象拡大設備を明示

「携帯電話端末に搭載された無線LANシステム」について対象とすることを検討することが適当。

平成25年2月 関係者(一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会[※]、一般社団法人 電子情報技術産業協会[※]等)の意見
※欧州の製造業者等を含む団体

技術基準適合自己確認制度の対象の拡大については、「携帯電話端末に搭載された無線LANシステム」として特段の支障はない。

3月 改正省令案についてパブリックコメント **※当該改正案の内容に修正等を要する意見なし。**

5月 改正省令案について電波監理審議会へ諮問・答申

6月 改正省令の公布・施行

＜特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条第2項＞

携帯電話端末、PHS端末等に搭載された無線LAN(小電力データ通信システム:設備規則第49条の20)を技術基準適合自己確認制度の対象設備として新規追加。

規制・制度改革に係る方針

平成24年7月10日
閣議決定

行政刷新会議の下「規制・制度改革委員会」における規制・制度改革に関する検討の結果を踏まえ、別紙のとおり、「規制・制度改革に係る方針」を定める。

別紙の事項について、各府省は早期に措置し、内閣府はその内容及び進捗状況を四半期ごとに確認し、公表する。

別紙(※関係部分のみ掲載)

事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	法律事項・政令事項・省令事項				所管省庁
			法律	政令	省令	その他運用等	
無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用対象拡大	無線LAN等を含む特定無線設備について、電波法に定める技術基準への適合性の自己確認ができるように特別特定無線設備の範囲の拡大に向け、関係団体等と共に検討を行い、国際的動向等を踏まえつつ結論を得る。	平成24年度 検討・結論			●		総務省

【検討会での論点】

製造業者の負担軽減等のため技術基準適合自己確認制度の適用拡大が求められる一方、不適合機器等の流通の抑制が課題となっている。

【検討会における議論】

海外から色々な機器が持ち込まれ、日本の技術基準を満たしていない機器が流通し、問題が発生していることに言及が必要ではないか。

【検討会でのプレゼン等の意見】

- ・自己確認の拡大等が必要であり、併せて不適合機器の流通を防止するための方策の検討に賛成する。
- ・ワイヤレスマイクのような、公共的・社会的ニーズが高い用途の無線設備に関しては、今までどおり、第三者機関による、認証・証明制度が妥当である。
- ・自己確認制度の対象拡大については、重要無線通信等への混信等に配慮する必要があることから、慎重な検討が必要である。
- ・日本の認証制度に「かたより」や「不備」はなく、十分に各国と肩をならべられる制度である。



「電波有効利用の促進に関する検討会」報告書本文(抜粋)

自己確認制度の対象拡大

欧米諸国では、認証マークを貼付しない無線機器等は流通できない仕組みが一般化されている。欧州では、無線設備の技術基準適合性を製造業者が自ら確認し宣言する自己宣言制度を採用しているが、製造業者等は欧州各国での法令不履行を回避するなどの目的のため、第三者機関が技術基準適合性の確認に関与する場合も多い。また、**米国では我が国と同様、第三者機関と自己確認による認証の双方を採用しており、自己確認は受信専用設備や情報通信機器など、意図して電波を発射しない機器等に留めている。**

我が国の技術基準適合自己確認制度では、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信等を与えるおそれの少ない携帯電話端末等について対象としているが、前述のような国際動向等を踏まえ、**無線設備の技術基準、使用態様、他の無線局に混信妨害を与える影響の度合いを勘案し、例えば、携帯電話端末に搭載された無線LANシステムについて対象とすることを検討することが適当である。**

なお、このような自己確認制度の新たな対象範囲の拡大に当たっては、技術基準不適合機器の流通拡大へのリスクが存在するため慎重な検討を行うことが必要である。

(敬称略)

	氏名	所属
座長	土居 範久	中央大学研究開発機構教授
座長代理	服部 武	上智大学理工学部客員教授
	岩瀬 大輔	ライフネット生命保険株式会社代表取締役副社長
	木村 たま代	主婦連合会
	清原 聖子	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
	熊谷 博	独立行政法人情報通信研究機構理事
	関口 博正	神奈川大学経営学部准教授
	高畑 文雄	早稲田大学理工学術院教授
	丹 康雄	北陸先端科学技術大学院大学情報科学研究科教授
	土井 美和子	株式会社東芝研究開発センター首席技監
	林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科准教授
	藤原 洋	株式会社インターネット総合研究所代表取締役所長
	水越 尚子	エンデバー法律事務所 弁護士
	森川 博之	東京大学先端科学技術研究センター教授
	湧口 清隆	相模女子大学人間社会学部教授
	横澤 誠	株式会社野村総合研究所上席研究員
	吉川 尚宏	A.T.カーニー株式会社プリンシパル